

法人の設立・変更等の届出書(その1)	
山梨県総合県税事務所長 殿	
所在地 〒 406-8601 TEL 055-0000-0000	
令和 8 年 9 月 1 日	
笛吹市石和町広瀬〇〇〇	
名称 A 株式会社	
法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	
山梨県県税条例第 30 条の 2 の規定により届け出ます。	
届出事由	☒ 設立 ☐ 事務所又は事業所の設置 ☐ 寮等の設置 ☐ 収益事業の開始 ☐ 届出事項の変更 ☐ 解散 ☐ 事務所又は事業所の廃止 ☐ 寮等の廃止 ☐ 収益事業の廃止 ☐ 合併・分割() ☐ 清算結了 ☐ その他()
届出事由発生年月日	令和 8 年 8 月 25 日
届出事項	新(設立・設置・変更後等) 旧(解散)
(ふりがな)	えー かぶしき がいしゃ
法人の名称	A 株式会社
主たる事務所又は事業所の所在地及び電話番号	〒 同上 TEL
(ふりがな)	だいひょうとりしまりやく やまなし はなこ
代表者の役職及び氏名	代表取締役 山 梨花子
資本金の額又は出資金の額	1, 000, 000円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	1, 000, 000円
資本金等の額	1, 000, 000円
事業年度	8 月 25 日 ~ 3 月 31 日 4 月 1 日 ~ 3 月 31 日
申告期限の延長承認	☐ 無 ☒ 有 (法人税 1 月) (事業税 1 月)
法人区分(※)	公益認定法人 非営利型法人 普通法人 収益事業(有・無)
主な事業内容	サービス業
県内の事務所若しくは事業所又は寮等(複数ある場合は主たるものを記入)	〒 同上 TEL
事務所又は事業所が所在する都道府県(寮等のみを除外する都道府県を除く。)	☒ 主たる事務所又は事業所所在の都道府県のみ ☐ 2 つの都道府県 ☐ 3 つ以上の都道府県
登記年月日	令和 8 年 8 月 31 日
事務所又は事業所を廃止した後、県内に存続する事務所等の有無	☐ 有 (☐ 事務所又は事業所 ☐ 寮等のみ) 県内の主たる事務所若しくは事業所又は寮等の所在地及び電話番号 〒 TEL ☐ 無
備考	添付書類のうち「登記事項証明書」は R8.9.1 届出以降原則添付不要となりました。 「登記事項証明書」以外の添付書類は引き続き提出をお願いします。
添付書類 (届出内容が確認できるものを添付すること。)	☐ 登記事項証明書 ☒ 定款の写し ☐ 議事録の写し ☐ 官公庁の認可書等の写し ☐ 合併に係る契約書等の写し ☐ その他()

※「法人区分」欄は、公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に該当することとなった場合、何れかの法人区分に○を付けてください。なお、①公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の公益認定を受けている者は「公益認定法人」、②法人税法上の非営利法人に該当している者は「非営利型法人」、①及び②以外で行政庁の認可を受けている者は「普通法人」としてください。